

社会福祉法人平戸市社会福祉協議会 介護保険事業(訪問入浴)重要事項

1.社会福祉法人平戸市社会福祉協議会平戸市社協訪問入浴介護平戸事業所は、介護保険事業でご契約者に対して、訪問入浴を提供します。

訪問入浴事業の概要や提供いたします内容及びご留意いただくことにつきまして、次により説明いたします。

2.社会福祉法人平戸市社会福祉協議会訪問入浴介護平戸事業所は、介護保険法第 41 条第 1 項に基づき、次の通り介護保険事業の指定事業者として、長崎県知事より指定を受けています。

指定居宅サービスの種類	訪問入浴介護事業・平成17年9月1日指定 長崎県4270700422号
事業の目的	要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問入浴介護を提供する。
事業所の名称	平戸市社協訪問入浴介護平戸事業所
事業所の所在地	長崎県平戸市岩の上町 1466 番地
電話番号	0950-22-2180
事業の実施地域	平戸市内・松浦市内(鷹島町を除く)
事業所の運営方針について	要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、居宅において入浴を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

3.営業日・営業時間・サービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日
受付時間	8時30分～17時30分
サービス提供日	月曜日から金曜日(12月29日～1月3日を除く)
サービス提供時間帯	8時30分から17時30分(特別な事情がある場合は、ご相談ください)

4.職員の体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名		従事者の管理・業務の管理 (介護職員兼務)	1名
看護職	看護師	1名	1名	バイタルチェック・サービス提供の判断・利用者に著変があった場合関係機関への連絡	1名以上
介護職員	介護福祉士	3名(兼務)		入浴介護サービスの提供	2名以上
	初任者研修修了者				

職員の体制については、サービスの状況に応じ随時対応いたしますので、職員の体制に変更がある場合があります。

5. サービスの内容

訪問入浴	利用者の自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
全身状態の観察	バイタルチェック(血圧・体温・脈拍等)を行い、入浴が可能かを判断します。 (入浴が適切であるかの判断が困難な場合は、主治医に連絡を行い判断を仰ぎます)

※入浴前後の医療処置が必要な場合は、主治医の指示のもと医療行為を行う場合があります。

6. 利用料金

- (1) 介護保険の給付に係るサービスを利用する場合は、原則として要介護認定の基本料金(料金表)のうち、介護保険負担割合証に応じた料金となります。但し、利用料の中で保険優先公費(以下「公費」という)がある利用者については、公費を優先した残額を負担することになります。

訪問入浴介護

サービス内容	算定項目	利用者負担1割	利用者負担2割	利用者負担3割
訪問入浴(看護職員1人及び介護職員2人)	1,266 単位	1,266 円	2,532 円	3,798 円
訪問入浴・部分浴(看護師職員1人及び介護職員2人)	1,266 単位 ×90%	1,139 円	2,278 円	3,417 円
訪問入浴・介護職員3人のみ	1,266 単位 ×95%	1,203 円	2,406 円	3,609 円
訪問入浴・部分浴介護職員3人のみ	1,203 単位 ×90%	1,081 円	2,162 円	3,243 円

特別地域加算	所定単位数 の 15/100 加算	1割負担/月	2割負担/月	3割負担/月
訪問入浴処遇改善加算Ⅲ	所定単位数 の 79/1000 加算	1割負担/月	2割負担/月	3割負担/月
初回加算	200 単位	200 円	400 円	600 円

(2) 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料は、全額自己負担となります。

(3) 料金設定となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められている内容のサービスを行うのに要する時間を基準としています。

介護予防訪問入浴介護

サービス内容	算定項目	利用者負担 1 割	利用者負担 2 割	利用者負担 3 割
予防訪問入浴(看護職員1人 及び介護職員1人)	856 単位	856 円	1,712 円	2,568 円
予防訪問入浴・部分浴(看護 師職員1人及び介護職員1 人)	856 単位× 90%	770 円	1,540 円	2,310 円
予防訪問入浴・介護職員 2人のみ	856 単位× 95%	813 円	1,626 円	2,439 円
予防訪問入浴・部分浴介護 職員2人のみ	813 単位× 90%	732 円	1,464 円	2,196 円
特別地域加算	所定単位数 の 15/100 加 算	1割負担/月	2割負担/月	3割負担/月
予防訪問入浴処遇改善加 算Ⅲ	所定単位数 の 79/1000 加算	1割負担/月	2割負担/月	3割負担/月
予防訪問入浴初回加算	200 単位	200 円	400 円	600 円

7.サービスの終了

- (1)利用者の都合で、サービス提供終了を希望される場合は、7日前までに文書でお申し出ください。
- (2)事業所のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。
- (3)利用者の方が介護保険施設に入所された場合、亡くなられた場合又は要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合は、自動的にサービスが終了します。但し、条件を変更し、再度契約によりサービスが受けられます。
- (4)事業者が正当な理由もなく、サービスの提供をしなかった場合、守秘義務に反する行為をした場合、また社会通念を逸脱した行為を行った場合は、即座に利用を終了することができます。

8.緊急時の対応

サービス提供中に、利用者の身体に変化があった場合は、まず利用者に対して可能な限り緊急処置を行い、管理者又は事務局長に連絡し指示を受けます。必要に応じ、協力医療機関又は、主治医に連絡し指示を仰ぎ、併せて緊急搬送を行う場合は、救急車の手配を行うなど「介護事故防止・対応マニュアル」に沿って適切な対応を行います。

【緊急時の手順】

介護事故発生→利用者の安全確保並びに管理者又は事務局長へ報告→必要な場合は『主治医並びに救急隊及び家族に連絡』→搬送する場合は、救急隊員への協力→以後の状況確認→行政への報告→事故に関する会議の開催等

9.高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等に人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者を選定します。
虐待防止責任者 職・氏名： 職 事務局長 氏名 瀨崎 隆広
- (2)研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や技術の向上に努めます。
- (3)苦情解決体制を整備しています。
- (4)従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10.サービスの関する相談・苦情

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係〈苦情受付窓口(担当者)〉

電話 0950-22-2180 管理者 山本 留美子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

○苦情解決責任者 事務局長 濱崎 隆広

(2) 第三者委員会

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

〈第三者委員〉

山口龍一郎氏

船原正司氏

※連絡先につきましては、本会までお問い合わせ下さい。

(3) 行政機関その他苦情受付期間

平戸市役所 福祉部 長寿介護課	所在地 平戸市岩の上町1508番地3 電話 0950-22-9134
長崎県国民健康保険団体連合会	所在地 長崎市今博多町8番地2 電話 095-826-1599(専用電話)
長崎県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 長崎市茂里町3番地24号 電話 095-842-6410(専用電話)

※苦情を申し出ることにより、利用者には不利益を与えることはありません。又、プライバシーは必ず守られます。

11. 第三者による評価の実施状況

実施の状況 有・無

12. その他

利用者宅で、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、利用者のご負担となります。